

「米子市障がい者計画」等の現状について 策定委員会での検討事項・策定方法について

1 「米子市障がい者計画」等の現状について

- 米子市では、令和3年3月に「米子市障がい者支援プラン 2021」を策定。
- 「米子市障がい者支援プラン 2021」は、令和2年度に策定委員会を計4回開催し、内容を検討していただいたもの。

米子市障がい者支援プラン 2021			
含まれる計画	実施年度	根拠法令	趣旨
米子市障がい者計画	H27～R5年度 (9年間)	障害者基本法	障がい者施策の全般に関する基本的事項を定めたもの
米子市障がい福祉計画	R3～R5年度 (3年間)	障害者総合支援法	障がい福祉サービスの提供体制の確保などを定めたもの
米子市障がい児福祉計画		児童福祉法	障がい児支援の提供体制の確保などを定めたもの

2 策定委員会での検討事項

○「米子市障がい者計画」の見直し

「米子市障がい者計画」については、9年間の計画年度が終了するため、次期計画について検討を行う。次期計画期間については、令和6年度から14年度までの9年間とする。

○「米子市障がい福祉計画」「米子市障がい児福祉計画」の見直し

「米子市障がい福祉計画」及び「米子市障がい児福祉計画」については、障がいのある方の生活支援に係る具体的な施策である障がい福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業、並びに障がい児福祉サービスの提供体制の整備や円滑な実施について、3年間の実績を検証するとともに、新たな3年間の目標値などについて検討する。

3 策定方法

(1) 現状分析及びニーズの分析

- ① 関係団体等からの個別ヒアリングを実施（令和4年度中に実施済）
- ② ニーズ調査結果の分析
- ③ 現計画の実績等の検証

(2) 策定作業

- ① 国が示した基本計画及び基本指針、本市の実情を踏まえた事務局案を提示
- ② 策定委員会の中で意見をいただき、論点整理をし、計画(案)としてまとめていく
- ③ パブリックコメントを実施
- ④ 障害者総合支援法の規定に基づき、鳥取県に意見照会を実施
- ⑤ 委員会としての素案をまとめる